

平成27年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年3月6日(金曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 那珂川町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する
条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 那珂川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関
する条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条
例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す
る基準等を定める条例の制定について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町行政手続条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正
について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 那珂川町職員定数条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 那珂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂 | |

- 川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の一部改正
について (町長提出)
- 日程第 15 議案第 15 号 那珂川町手数料条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 16 議案第 16 号 那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 17 議案第 17 号 那珂川町立保育所条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 18 議案第 18 号 那珂川町介護保険条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 19 議案第 19 号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準等を定める条例等の一部改正について (町長提出)
- 日程第 20 議案第 20 号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 21 議案第 21 号 那珂川町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する条例の廃止について (町長提出)
- 日程第 22 議案第 22 号 那珂川町保育の実施に関する条例の廃止について (町長提出)
- 日程第 23 議案第 23 号 平成 26 年度那珂川町一般会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 24 議案第 24 号 平成 26 年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決につ
いて (町長提出)
- 日程第 25 議案第 25 号 平成 26 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決に
ついて (町長提出)
- 日程第 26 議案第 26 号 平成 26 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 27 議案第 27 号 平成 26 年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決につい
て (町長提出)
- 日程第 28 議案第 28 号 平成 26 年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 29 議案第 29 号 那珂川町まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定に
ついて (町長提出)
- 日程第 30 議案第 30 号 平成 27 年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第 31 議案第 31 号 平成 27 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決に
ついて (町長提出)

- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
て (町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決につ
いて (町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度那珂川町水道事業会計予算の議決について
(町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (1 4 名)

1 番	鈴木 繁 君	2 番	阿 部 健 君
3 番	石 川 和 美 君	4 番	佐 藤 信 親 君
5 番	益 子 輝 夫 君	6 番	大 森 富 夫 君
7 番	塚 田 秀 知 君	8 番	益 子 明 美 君
1 0 番	川 上 要 一 君	1 1 番	阿久津 武 之 君
1 2 番	橋 本 操 君	1 3 番	石 田 彬 良 君
1 4 番	小 川 洋 一 君	1 5 番	大 金 市 美 君

欠席議員 (1 名)

9 番 岩 村 文 郎 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼 会計課長	塚原富太君
総務課長	益子実君	企画財政課長	佐藤美彦君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	橋本民夫君
環境総合推進 室長	鈴木雄一君	健康福祉課長	小川一好君
建設課長	山本勇君	農林振興課長	星康美君
商工観光課長	大金清君	総合窓口課長	薄井健一君
上下水道課長	秋元彦丈君	農業委員会 事務局長	鈴木真也君
学校教育課長	長谷川幸子君	生涯学習課長	穴山喜一郎君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	板橋了寿	書記	岩村房行
書記	加藤啓子	書記	藤田善久

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（大金市美君） ただいまの出席議員は14名であります。

9番、岩村文郎君から欠席の届けが出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大金市美君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第1、議案第1号 那珂川町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、日程第2、議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

27年第1回定例会、連日にわたりまして、皆様お疲れさまでございます。お世話になります。

ただいま上程されました議案第1号 那珂川町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について及び議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年6月に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されることにより、教育委員会制度が大幅に改正されることとなりました。

1つに、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことが盛り込まれております。この新教育長の設置に関連し、新たに2件の条例を制定するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

今回の条例制定は、現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として、特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命する教育長として、一般職の身分を有するものでありましたが、今回の法律改正による新教育長は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職になることから、特別職の身分を有することとなり、一般職とは別に、教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間その他の勤務条件に関し、条例を制定するものであります。

まず、議案第1号は、教育委員会の承認を得ることにより、職務に専念する義務を免除される場合を定めるものであります。

第1条趣旨は、当該条例の目的について定めたもの、第2条職務に専念する義務の免除は、教育長が教育委員会の承認を得て職務に専念する義務を免除される場合を定めたものであります。

附則は、この条例の施行日を定めたものであります。

続きまして、議案第2号は、教育長の勤務時間等を、町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の定めるところによるものとするものであります。

第1条趣旨は、当該条例の目的について定めたもの、第2条勤務時間その他の勤務条件等は、勤務時間その他の勤務条件等を定めるものであります。

附則第1項は、この条例の施行日について定めたもの、第2項は、現教育長の残任期間中の経過措置を定めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 那珂川町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 那珂川町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第3、議案第3号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

なす風土記の丘資料館は、本県最古となる国史跡駒形大塚古墳を初め、特色ある文化が形成された古代那須の国の歴史文化に関する資料を展示、保存、活用する施設として、平成4年度に栃木県が設置したものであります。以来、地域文化振興の拠点、学校教育や生涯学習の場として大きな役割を果たしてきたところであります。

栃木県より町への移管要請を受け、協議を重ねてまいりました結果、その協議が調い、平成27年4月より町で運営することとなり、今回、条例を制定するものであります。

今後も引き続き、県及び湯津上館がある大田原市と連携を図りながら、なす風土記の丘、那須官衙遺跡など、豊富な史跡に関する展示や体験学習、出前講座などを通じて、地域の文化交流の拠点、さらには総合学習や郷土理解の場として運営活用してまいります。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 補足説明いたします。

第1条は、設置及びその目的を定めるものです。第2条は、名称を那珂川町なす風土記の丘資料館とし、位置を定めるもの、第3条は、資料館が行う事業について、資料の収集調査等を定めるもの、第4条は、職員の設置について定めるもの、第5条、第6条は、利用及び設備の制限について定めるもの、第7条、第8条は、観覧料について別表のとおり定めるもの、第9条、第10条は、原状回復及び損害賠償の義務について定めるもの、第11条は、管理について定めるもの、第12条は、委員について定めるもの。

附則は、条例の施行日を平成27年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） ちょっと、もう少し明確にしてもらいたいというふうに思うんですけども、今までこの施設は県の施設だったわけですね。県の施設ということは、この会館と土地は県が所有していたということだろうと思うんですけども、今回はどういうふうな取り扱いになるかという点で定かでないというふうに思うんですね。どういうふうにこれは町が条例を制定して、取り扱い方というのはこの条例でなっていますけれども、所有という点

ではどういうふうなことになるのかということで、まず伺っておきたいというふうに思います。

そういうことならば、ここを管理するには、館長とか職員とか、当然必要な人員配置が必要かと思うんですけども、この職員の配置等には、今まで県職員が当たっていたと思うんですね。この人員配置について、町はどういうふうに取り扱っていくかということ、2点目。

それから、3点目は、当然管理するには費用がかかりますね。この費用の財源はどうするのかという点です。

この3点を伺います。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） まず、土地と建物につきましては、土地につきましては、町の土地でございます。建物につきましては、県の建物でございますけれども、今回譲渡ということで、町で受け入れます。

管理の関係ですが、職員の配置につきましては、館長と町の職員、そのほかに嘱託学芸員を配置して運営してまいりたいと思います。

費用につきましては、職員の人件費等を除きますと、27年度は約2,700万円程度を予定しております。県のほうの支援として、約600万円ほど県から支援を受ける予定でございます。以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 学芸員も含めまして、これは今まで県職員だと思うんです。そうしますと、そっくりその学芸員は県に戻るということになるのと、新たに町としては学芸員の配置をする必要があると思うんですけども、まず1点、学芸員を新たに採用していくかという点です。あるいは、県職が町の職員になるかということも考えられるわけですけども、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

2点目は、財源ですけども、600万円の支援しかないといいますと、町としては2,100万円の持ち出しといいますか、これから会館の管理、それぞれの企画展とか催し物ありますけれども、そういうことを取り組んでいく場合に、2,100万円の費用をかけて、今後町がこの会館を管理していくということになるということですね、今の答弁。そうしますと、新たな財源が必要というふうになりますけれども、これはどうするんでしょうか。2点お聞きします。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） まず、学芸員につきましては、新たに4名の嘱託学芸員を採用する予定でございます。

次に、財源でございますけれども、まず職員人件費除いて2,700万円、そのうち県からの支援が600万円ですけれども、それ以外につきましては一般財源ということで、町の費用負担ということになります。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 文化的な施設、町にあるということは非常に有効活用されればそれにこしたことはないわけですが、費用対効果ということも考えなくちゃならないというふうに思うんですね。これは、今までの県の施設としてどれだけの収支決算といいますか、そういうことがなっていて、町としての取り組み、これは優秀な学芸員を採用いたしまして有効活用ということを図っていただければ、よりよいものになるとはというふうに期待されるわけですが、その辺のところを最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 費用対効果につきましては、資料館の収入ということになりますと、ごくわずかでございますけれども、那須地方の学習の場として多く、県内60以上の学校から体験学習ということで資料館のほうへ見えております。これらを有効活用しまして、教育の場として活用してまいりたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかに質疑は。

橋本 操君。

○12番（橋本 操君） 以前に、町が合併する前に、何年か、小川町が県のほうから委託されて管理したことがありますよね。当初、担当が我々議員に説明したのが、町の持ち出しはないというようなことで、そのような形で引き受けたと思うんですよ。そうしたら、実際町のほうで予算が計上されていまして、要するに、独自で職員のことだったと思うんですが、紛らわしい何分の1とかなんとかというような形で私は記憶しているんですが、そういうことがあっても、やっぱりもっと県のほうの助成はあったと思うんですよね。県からお願いされて引き受けたというような形で。今回それ見ると、少ないというような気が私はするんですが。

あと1点は、観覧料というんですか、これが定めるわけですが、このお金のほうは那珂川町に入ってくるのかどうか。あと湯津上館が、今は湯津上館と言わないんでしょうけれども、以前は湯津上館と言ったんですよね。湯津上館と小川館と共通券みたいなを出し

て、お互いにうまく運営していたと思うんですが、こういうことはこれからどうするのかお伺いいたします。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 以前ですと、町のほうで指定管理を受けて運営していたときもございます。そのときも指定管理料ということでいただいて運営してまいりました。今回は、資料館の運営については、那須地方の教育とか運営については、おのおのの地方でやるというのが、これからの資料館の運営ではなかろうかということで県のほうから話がありまして、今回町で移管を受けて運営するということになりました。

観覧料につきましては、今までは小川館、小川館といいますか、資料館と湯津上館は共通券ということで100円で入れましたけれども、これからはおのおのの観覧料ということで、今回定める観覧料につきましては、町の収入となります。

○議長（大金市美君） 橋本 操君。

○12番（橋本 操君） せっかく町が引き受けても、やっぱりここに観覧していただく、また那珂川町の子供たちも有効に活用できるように、今後さらに努力して、一応小川町の場合は経験があるわけですから、それを踏まえてしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 2点ほどお聞きしたいんですが、私も何回か行っているんで、感じるのは、余りにも入館者が少ないということなんですね。この辺で対策を立てないと、せっかくああいう資料館、貴重なものがあるのに、中には、子供たちにとっても学校で行っている学校もあるでしょうけれども、もっと広く知らせるべきじゃないかなと思うんですね。那須独特の、この地方独特の文化もかなりありますし、そういう点では貴重な資料館だと思います。

それと、先ほど橋本議員に説明しましたが、子供さんは別にしても、大人の方で小川行った人が湯津上行くとか、湯津上の方がこっちへ来るということもあるんですね。だからそういう点で共通券というか、どちらかで払えば見られるというような制度も非常に私はその点では大事なんじゃないかなという気がするんですけども、数的には少ないといっても、そういう人結構いるので、特によそから来た人は両方見て帰るといことも聞きますので、そういうことは少し検討していただいて、入館者をよりふやす方向を考えてはどうかなと。具

体的にその辺、子供を含めた入館者の対策があったらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 資料館の入館者につきましては、年間約1万5,000人前後の方が入館されております。ほぼ中学生以下の方でございます。中学生以下につきましては、入館料がかからないということで運営しております。大人の入館者が少ないということで、今までも努力はしてはございましたけれども、これからは湯津上館とも連携を図りながら、たくさんの方が来場してもらえるような方法を考えてまいりたいと思います。

あと、入館料につきましては、今回はおのおの館で取るということになりますけれども、栃木県全体の博物館関係で割引という制度がありますので、そちらも活用できれば活用して、多くの方に来てもらえるような措置をしたいと思います。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） もう一つ伺いたいんですが、湯津上館は、結構資料なんかも豪華なものもありますし、そういうのも何冊か独自につくっているんですね。そして、無料で来た人に配ったりということもやっているんですね。そういう点でカラー写真できちんとしたやつでも無料で配るというようなことをやっていますので、体験でもそういうことも小川のあれなんかも貴重なあれがあるわけですから、そういうの紹介すれば、年配の方でも非常にそういうのに関心を持っている方がいるんで、ぜひともそういうことも組まれていったらどうかというふうに思います。その点について、計画がありましたらお願いします。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） これからは町が運営するというので、町の職員が学芸員を含めましていろんな方法を考えて、よりPRができるような形にしたいと思います。

○議長（大金市美君） ほかにございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） このなす風土記の丘資料館は地域文化交流の拠点として、また貴重な那須地域の古代の文化遺跡がたくさんあるということで、教育の場としても大きな役割を担ってきていると思います。かつてから歴史解説員養成講座なども行って、ボランティア組織も組まれて、たくさんの方の手によって運営の補助がされていましたが、そのボランティア組織との今後の連携強化という面ではどういうふうにお考えになっているかというのが、1点お伺いしたいところと、このすばらしい風土というんですかね、古代の歴史に関して、教

育においては、子供たちに大きな希望と影響を与える施設だと思っておりますが、もう少し独自の那珂川町の教育に寄与する面として、せつかく町立ということになりますので、何か新しい教育の面での活用という方法を考えていらっしゃるかどうか、2点お伺いします。

○議長（大金市美君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 資料館にはボランティアのなす香という組織がありまして、歴史解説等協力していただいております。現在も資料館においてなす香のボランティアの方が資料館に来て、展示の解説等をしていただいております。これからも、町が運営になってからも、なす香の皆さんには大変協力をしていただいております。資料館の解説のほう、充実させていきたいと思っております。これから町が運営しますので、那珂川町についても、これから企画はしますけれども、那珂川町についてもPRができるような形で実施したいと思います。

○議長（大金市美君） 答弁漏れかな。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（穴山喜一郎君） 教育に関しましては、町の小学生が資料館に訪れて体験学習とかいろいろしていますので、これからも町独自の企画展を開催して、子供たちが教育を受けられるような形で持っていききたいと思っております。

○議長（大金市美君） 教育長。

○教育長（小川成一君） つけ加えて、今、小川小・中学校でカリキュラムづくりをしている、でき上がっていると思っておりますけれども、来年度から町に学ぶ授業づくりということで、町について勉強して、自分たちが中学校を卒業するときに郷土に誇りを持って卒業すると、そういうことで町に学ぶ授業づくりということで、資料館、あるいはこのほか那須官衙とか神田城とかそういう歴史、あるいは文化、そういうものについて勉強するというのを、総合的な学習の時間の中に取り入れてやっていくということで進めていこうと考えておりますので、そのときに、このなす風土記の丘資料館で大いに体験学習等やれるのではないかなと考えております。

○議長（大金市美君） 益子明美さん。

○8番（益子明美君） ボランティアの方たちがとても運営に協力的で、さまざまなイベント等に参加してくださっているので、そういった人的な側面で応援をさらにいただけるように便宜を図っていただきたいと思います。

それと、教育の面に関しましては、貴重な財産としてこの那珂川町に古代を代表する地があったということをきちんと勉強できる場として大いに活用していただくとともに、学芸員

さんの話がとてもおもしろいんですね。私個人的に何度もお聞きしたことあるんですけども、そういった出前講座的なものを少しメニューをふやして、広くPRしていく方法を考えると、運用に関してはさまざまな面を学芸員さん中心に考えられるということですが、さらにPRをできるような形にさせていただければと思います。貴重なものであるというふう
に認識していますので、その辺だけ1点、よろしく願いいたします。

○議長（大金市美君） では、要望ということでよろしいですか。

ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ほかに質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町なす風土記の丘資料館条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第4、議案第4号 那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいまの議案第3号 なす風土記の丘資料館につきましては、皆様のご理解をいただきましてありがとうございます。また、貴重なご提言もいただきましたの

で、そちらを生かしてまいりたいと思います。

続きまして、ただいま上程されました議案第4号 那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、平成27年4月1日から施行される子ども・子育て支援法に基づき、政令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して、町が定める利用者負担額について定めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明いたします。

第1条は、条例制定の趣旨を定めるもの、第2条は、利用者負担額について政令で定める額を限度として、町長が別に定める額とするもの、第3条は、利用者負担額の減免について、町長が特別な理由があると認めるときは、利用者負担額を減額、又は免除することができるものとするもの、第4条は、この条例の施行に関し必要な事項を別に定めるとするものです。

附則は、この条例の施行期日について定めるものです。

次に、参考資料をごらんいただきたいと思います。

この表は、新制度で新たに定める特定教育・保育施設の利用者負担額で、本条例第2条で町長が別に定めるものでありますが、今後、公布される政令によって限度額が決定するため、現段階では案としてお示しするものです。

左の欄は、1号認定の子供、いわゆる幼稚園児に適用するもので、階層は国の基準の5階層から町の実情に即してさらに細分化し、8階層とし、負担額についても、国基準に対して20%から30%の割合で軽減して設定しております。

また、現行の町立幼稚園保育料との格差を緩和するため、経過措置として、町立幼稚園を利用する場合の負担額を当分の間は8,000円を上限とするものといたしました。

次に、右の欄ですが、2号及び3号認定の子供、いわゆる保育園児に適用するもので、階層は現行の保育料と同じ11階層であり、各区分の負担月額も現行の額以内として設定いたしました。

さらに、子育て支援対策として、現行の保育料で国基準に対して在籍割合が多く、軽減率が低かった4階層から9階層を重点的に軽減し、平均の軽減率を従来の30%から33%まで軽減いたしました。

なお、各年齢とも、認定基準に基づき保育標準時間と短時間に区分しており、米印の5番目にあるように、延長保育料については、各認定時間を超えて利用する場合に徴収することといたしました。

また、1号から3号までのいずれの表についても、階層区分は町民税の課税を基準としており、米印の各適用項目については、新設部分を除き、基本的には現行制度を引き継いでおります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 制度が変わったということですね、新たにこのような形に示されたわけですけども、現段階でこの階層区分ごとの人数というのは把握はされているんですか。

それから、現行どおりの利用料ということですから、どんなふうになるのかなと思ったから現行ということですから、それはそのとおりで進められるというふうに思うんですけども、現行ということでも、ある程度の期限を考慮しているんじゃないかなと思うんですけども、これは現状鑑みて、利用料金というのはどういうふうに、将来的に制度変更になって、利用料も子供の数も減っていく、保育園によっては人数が違いますけれども、将来的に子供が減っていく中で利用料の考え方、この辺は現状ではどんなふうに考えているのか、伺っておきたいというふうに思います。

2点を伺っておきます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、1点目の階層別のこれは、現状、この表は来年度からの適用でありますので、現状での階層、ほぼ一緒の形になるかと思っておりますので、そちらをお知らせしたいと思います。

現状の入っている階層をこの表に当てはめると、1階層についてはございません。2階層が8.4%、3階層が3.9%、4階層が11.7%、5階層が15.6%、6階層が16.6%、7階層も16.6%、8階層が12.0%、9階層が12.7%、10階層が1.3%、11階層が同じく1.3%というような、これは2号、3号のほうでありまして、1号については、学校教育のほうで把握していると思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから、将来的な保育料の考え方でございますが、これにつきましては、今回の制度改正によりまして、1号から3号とも所得に応じたという形でございます。これの上限につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、国のほうで所得区分に応じて上限が設定されますので、その範囲内で町のほうで設定するというような形でございますので、特に子育ての重点というような部分もありますので、現状と同じように軽減をしながらやっていくという形になると思います。当然財政的な部分もありますが、やはりその部分につきましては、子育て支援の給付という形で町として独自に軽減するというような基本的な考え方でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川幸子君） 1号認定の子供の階層区分ですけれども、まず1階層ですが、ゼロ%です。2階層が4.5%、3階層が3.6%、4階層が20%、5階層が12.7%、6階層が38%、7階層が16%、8階層が4.5%です。このパーセントは現状のパーセントでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 重点軽減の政令どおりということでやった場合は非常に重くなるので、重点軽減で2階層から9階層までを軽減しているということなんですけれども、こういうふうに町の負担がないならば、持ち出しということでやれば、当然町の財政にそういうことで負担かかるわけですけれども、全体の重点軽減をした場合に、全体の取り扱いとしては、この軽減分というのはどういうふうなことになっていきますか。父兄はいいんですよ、軽くなるから。しかし、全体で11階層にして、これは保育のほうですけれども、階層にして、本来の収入があるのに、軽減を4から9までのところで軽減するというにすれば、本来からすれば町負担は、軽減した部分、どのくらい持ち出しになるかという点でお聞きしておきたいと思います。

それから、8,000円の幼稚園の現行の料金を、こういうふうにご子ども・子育てのこういう制度がえになって、これから認定保育園とかに移行するような形を考えた場合に、この保育料の8,000円の現状維持というのは、このままでいいのか、それともどういうふうに進めていくのかということは考えられているのか、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 特に、今回、4階層から9階層を重点的に軽減したということでございますが、これにつきましては新しい新年度での適用という形になりますので、現行に比較してという形になりますが、おおむね400万円から500万円程度の軽減になるというふうに考えてございます。

○議長（大金市美君） 学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川幸子君） 幼稚園のほうですけれども、現状から比較すると約450万円、町の持ち出しになります。

それから、当分の間8,000円の利用者負担を上限とするということですが、これから子ども・子育ての条例改正がありまして、町全体の幼稚園、保育園等のあり方等、施設の統廃合の検討もしなければならないというようなことで、当分の間8,000円を限度とするというふうに進めていただきました。

以上で説明終わります。

○議長（大金市美君） 大森議員、よろしいですか。

○6番（大森富夫君） いいです。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号及び議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第5、議案第5号 那珂川町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について、日程第6、議案第6号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定について及び議案第6号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、平成25年6月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、これまで国が定めておりました地域包括支援センターの人員等に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を、各自治体の条例で規定することとされたことに伴うものであります。

条例の内容は、地域包括支援センター及び指定介護予防支援に係る基準について、介護保険法の規定に基づき定めるもので、平成27年4月1日から適用するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明をいたします。

参考資料をごらんいただきたいと思います。

今回の条例制定の趣旨は、ただいま町長がご説明したとおりであります。各条例の内容は、介護保険法及び厚生労働省令をもとに、栃木県参考例とも整合性を図っております。

では、議案第5号の内容をご説明いたします。

第1条は、条例の趣旨を定めるもの、第2条は、職員の数で、第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに常勤の保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員、その他これに準ずる者を各1名ずつ置くことと定めており、第2項の表は、地理的条件等を

勘案して、さらに地域包括支援センターを設置する場合の職員の配置基準を定めたものです。

第3条は、地域包括センターの運営方針を定めたもの、第4条は、必要な事項の委任について定めたものです。

附則は、この条例の施行期日を定めたものです。

続きまして、議案第6号の内容を説明いたします。

本条例は35条に及びますので、各章ごとの要所を説明し、逐条の説明は省かせていただきます。

第1章は総則で、第1条は趣旨を、第2条は用語の定義を、第3条は基本方針の一般原則を定めております。

第4条では、指定介護予防支援の申請者は法人とし、その役員等は暴力団員であってはならないことを、町独自の規定として設けております。

第2章は人員に関する基準で、第5条は事業所ごとに保健師その他の知識を有する職員を置かなければならないことを、第6条は事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならないことを定めております。

第3章は運営に関する基準で、利用者のサービスの適切な利用と処遇及び安全の確保、職員の秘密保持等に関する基準を定めており、第7条では、指定介護予防の支援の開始に際し、利用者と家族に重要事項を説明し、同意を得なければならないとし、第9条では、サービス提供が困難なときには、他の事業者の紹介等の措置を講じなければならないと定めております。

第15条では、指定介護予防支援の一部を業務委託する場合は、地域包括支援センター運営協議会での協議を義務づけし、第18条では、利用者が正当な理由なく状態を悪化させたり、不正行為による保険給付を受けたときには、町へ通知しなければならないことを定めております。

第31条では、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を5年ないし2年とし、不適正な介護保険給付があった場合は返還請求もできることを定めております。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で、第32条の基本的な取り扱いでは、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならないこととし、第33条の具体的取り扱い方針では、介護予防サービス計画作成の適切な提供や担当職員の責務等について具体的に定めております。

第34条では、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、介護予防支援実施の留意点を定

めております。

第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準で、他市町村の地域包括支援センターへの委託はできませんが、基準該当介護予防支援事業所として登録することにより委託できることから、その基準の準用について定めております。

附則は、条例の施行期日を定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第5号 那珂川町地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第7、議案第7号 那珂川町行政手続条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町行政手続条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日施行となります。この改正は、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる処分の求めの手続や、法律の要件に適合しない行政指導を求めることができる行政指導の中止等の求めの手続を新設すること等により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利、利益の保護に資することを目的に制定されたものであります。

このような趣旨を踏まえ、那珂川町行政手続条例においても、処分の求め及び行政指導の中止等の求めの手続を追加するものであります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町行政手続条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大安市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大安市美君） 日程第8、議案第8号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

臨時職員の勤務時間、休日、休暇等の勤務条件等については、一般の正規職員とは別に、臨時職員勤務等要綱を定め、運用しているところであります。

今般、国からの通達により、臨時、非常勤職員の勤務条件等の例規整備状況について検証したところ、現行でも臨時職員勤務等要綱によって運用はされておりますが、条例においても正規職員と明確に区分することが適当と判断されることから、臨時職員の勤務時間等について別に定める旨を明記し、要綱により運用するものであります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大安市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大安市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大安市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第9、議案第9号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、継続労働性がある非常勤職員に対し、費用弁償として通勤費を支給することができる規定を定めるもの、学校嘱託員、嘱託歯科医等の報酬額の改定、なす風土記の丘資料館がことし4月から栃木県から那珂川町に移管されることに伴う風土記の丘資料館長の新設、教育委員会委員長と教育長の一本化に伴う教育委員会委員長の規定の削除であります。

詳細については、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

まず、第1条であります。1点目に、非常勤職員のうち、月額報酬による継続労働性がある職員に対し、費用弁償として通勤費を支給することができる規定を定めるものであります。

2点目に、保育園嘱託医、保育園嘱託歯科医、幼稚園嘱託医、幼稚園嘱託歯科医、学校医、

学校歯科医の報酬について、園児数、児童数等の人数割単価を300円から400円に引き上げるものがあります。

3点目は、なす風土記の丘資料館が本年4月に栃木県から那珂川町に移管されることに伴い、風土記の丘資料館長を新設し、報酬月額20万円とするものであります。

また、第2条で、教育委員会委員長と教育長の一本化に伴い、教育委員会委員長の規定を削除するものであります。

附則は、この条例の施行日及び経過措置を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第10、議案第10号 那珂川町職員定数条例の一部改正について、日程第11、議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第12号 那珂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、日程第13、

議案第13号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第14号 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町職員定数条例の一部改正について、議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第12号 那珂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、議案第13号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第14号 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど、議案第1号、第2号でもご説明いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例の一部改正であります。

今回の条例改正は、主に法律改正に伴う引用条文の改正及び新教育長設置に伴う条例の改正となっております。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 総務課長。

○総務課長（益子 実君） 補足説明を申し上げます。

今回の改正内容は、議案順に、まず議案第10号であります。条文中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の引用条項を、同法改正に伴い改正するものであります。

次に、議案第11号であります。町長と教育委員会の協議の場として置かれる総合教育会議に意見聴取のため参加を求められた関係者、または学識経験者に対し、実費弁償を支給することを定めたものであります。

議案第12号であります。特別職である新教育長の職が新設されることに伴い、特別職報酬審議会に意見を聞く職に教育長を追加するものであります。

議案第13号は、教育長の給料について、那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例に組み替えるものであります。

議案第14号は、教育長の給料を定める条例の改正に伴い、教育長の給与の減額に関する適用条例の改正を行うものであります。

また、附則は、各条例の施行日及び現教育長の残任期間中の経過措置を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第10号 那珂川町職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 那珂川町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 那珂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成27年1月1日から同年12月31日までの間における那珂川町長、副町長及び教育長の給与の減額に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第15、議案第15号 那珂川町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第15号 那珂川町手数料条例の一部改正

について、提案理由の説明を申し上げます。

平成25年に公布された農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律により、農地法が改正され、農地台帳の整備が市町村の自治事務として定められました。

このたび、その公表等の事務が平成27年4月1日から適用されることに伴い、那珂川町手数料条例の一部を改正するものであります。

今回の改正点は、農地情報の活用の促進を図るための記録事項、要約書の交付のほか、農地に関する証明など、別表に記載のとおり、農業委員会の行う各種証明事務等に対する手数料を追加するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号 那珂川町手数料条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号及び議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第16、議案第16号 那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例の一部

改正について、日程第17、議案第17号 那珂川町立保育所条例の一部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第16号 那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正について、議案第17号 那珂川町立保育所条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、那珂川町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定に伴い、各町立幼稚園、保育園の保育料に係る規定を改正するものであります。

また、那珂川町立保育所条例については、あわせて、わかあゆ保育園において、開園以来、毎年度定員を超過している状態が続いておりますので、適正化を図るため定員を120人から140人に改正するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

橋本 操君。

○12番（橋本 操君） 条例が第1条ですか、条例が載っていますよね。町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額となっておりますけれども、例えば那珂川町が8,000円だとすれば、7,000円とか6,000円とか、那珂川町よりかも低いというところがあればいいんですけども、あった場合はどうするんですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 利用者の負担額につきましては、それぞれ居住する市町村で本来見るべきものという形でございますので、きのうの全協の中でもありましたように、それぞれの町からほかに出てお願いしている部分、それから逆にそれぞれの市町村から受け入れて受諾している場合と、それぞれありますが、これはそれぞれの市町村が定めた額をそれぞれお支払いするという形になります。それぞれの受け入れているほうの市町村に関しましては、委託を受けて預かっているという形でございますので、本来その市町村で見るべき負担額を、それぞれの市町村のほうに納めていただくという形になります。各市町村においては、

受け入れている場合は、本来受け入れている額の算定基準をもちまして、その部分を各出しているほうの市町村に請求すると。逆に、例えば那珂川町からほかの市町村にお願いしている場合はその部分をお支払いすると、そういうような形になります。

以上です。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

ほかに、質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） その関係で1点伺うんですけれども、交互に預けたり預けられたりするわけですね、今の話。その差額というのは当然出ていますね、同じじゃないわけですから。こちらでは8,000円だけれども、恐らく8,000円で受けているところはないんじゃないかと思うんですけれども、差額が生じると思うんですね。こちらへ預けている人が、預けている居住地で、市であれ町であれ向こうで納めると差額が生じていますよね。その生じている差額というのはどういう取り扱いになるかという点と、この整備のほうで、わかあゆ保育園のほうの整備、20人定員をふやすわけですね。これを20人ただふやすという、今でも定員オーバーになっているから、それなりの対応をしていると思うんですけれども、定員を20人ふやした場合には、ふえたというだけじゃ済まないわけですね。施設をどういうふうにするのか、保育士をどういうふうにするのか、費用も当然かかりますけれども、それはどういうふうな対応にしていくんでしょうか、2点お聞きします。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、差額の部分でございますが、あくまでも保育料につきましては保護者が負担するものでありまして、もともと、先ほど説明いたしましたように、本来であれば居住する市町村の部分に支払うべきものでございますが、現実的には、保育料に関しましては、先ほど申し上げましたように、各定められた市町村の部分払うという形になりまして、安い高いの問題ではなくて、実際には今度かかった費用、全体がありますけれども、その部分をそれぞれ市町村がお互いに負担するという形になりますので、保育料の高い低い、極端に言えば個人的には関係ないという形になります。あくまでも市町村がお願いする、あるいは受け入れるという形になりますので、そこでかかった費用、これはそれぞれ負担割合があるんですが、今回、詳しい資料は持ち合わせておりませんので、今回は省きますけれども、そういうような形で、個人の保育料を高い安いじゃなくて、あくまでもそれは市町村での全体の負担額をお互いに市町村でやりとりするというような形になります。

それから、2点目ですけれども、当然現状から応募があれば、施設的なもの、あるいは人的なものをどうするんだという形でございますが、わかあゆ保育園に関しましては、設計当初、その当時の規定でありますと、定員の1割5分、115%までは受け入れていいよというような規定が当時ございました。その後、平成22年からその線が撤廃されてきて、待機児童をなくすということで受け入れはいいですよというような規定に変わったわけですが、設計当時その規定がありましたので、それを見越して、おおむね2割程度余裕を持った設計にしております。その形でありますので、現状の面積のまま受け入れる、1人当たりの最低基準をクリアできる以上の面積は確保できるというものでございます。また、人的につきましても、当然ゼロ歳からそれぞれ年齢区分に応じまして保育士の配置基準がございますので、それに従いまして必要な人数は確保するというものでございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 預け入れると預けているとで、保育所によって、市町によってサービス内容が違うと思うんですよね。当然こちらの町でサービス内容が違うと思うんですよ。サービス内容が違うのに、料金は個人であつちでサービス受けていたと同じように払うわけですね、こっちに来ていても。このサービス内容が違うという点ではどういうことか考えているんですか。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 基本的にはそれぞれ幼稚園、保育園 教育基準、あるいは保育基準というものがございまして、そのラインを当然それ以上の部分に関しましては必要なものがございまして、保育料の基準に関しましては、それぞれの基準に応じたものでございます。なお、いわゆる保育料基準の保育料以外に上乗せ分、それから実費徴収という部分ありますので、これはそれぞれ別個に納めてもらう形でございますので、今回のものに関しましては、あくまでもそれぞれの市町村が定めた保育料に関しましては、その部分で行っているところです。特に、私立の幼稚園等におきますと、充実分というような形の中で上乗せの徴収というような形もございまして、そういうものに関しましては別個にお支払いいただくという形になります。

○議長（大金市美君） よろしいですか。

佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 今ほどの大森議員と同じ話なんですけれども、定数が120から140に

なるということについて、現状について、関係保育園の園長とか職員等のご意見等は聞いているのか、その点についてお伺いしたいのと、前に私伺ったことがあるんですけども、子育て支援センターから保育園に行く間、ちょっと空間ありますよね。その間にちょっと雨水が当たって廊下がもう渡れないような状況にあると。でも子供たちはそちらへ行っているという現状にあるわけです。そこに部屋を1つつくってはどうかということでお尋ねしたと思うんですけども、やはり現在の状況で、私、孫を送って見ておりますと、救急の状況にあるというような状況ですので、やはり現状でいいとは私はちょっと言いがたいのではないかなと思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、施設の部分でございますが、各保育園の現状につきましては、毎月園長会議を開いてございますので、その状況につきましてはどういう状況かというのは常々行っておりますし、今回の保育園の件に関しましても、どういう形かという部分での協議は行ってございます。当然開園当初からのオーバーという形で把握してございますので、その辺に関しましては、現場サイドからも何とかしてくれという部分の要望もありましたので、今回この制度変更に伴いまして、あわせて改正したというような状況でございます。

それから、施設に関しましては、現状の確かにご指摘のとおり、空間というのは実際には単純にはその空間じゃなくて、乳児分の園庭、遊ぶ部分の庭というような位置づけでございますけれども、その部分につきましては、その空間を設けるということで、あえてはそこへ屋根をつけなかったという部分もありますが、ただ渡り廊下の部分につきましては、当然吹き込むという部分のデメリットはございますが、その部分につきましては、十分保育所については注意して滑ってけがをしないような配慮をしているというような形でございますので、今後整備計画等によりまして改修等がありますれば、その辺につきましてもあわせて検討していくという状況でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 佐藤信親君。

○4番（佐藤信親君） 園長とも協議をしているということであれば、私らがとやかく言うものでもないんですけども、現状を見てみますと、やはり狭い部屋もあるということも十分課長として理解していただければなというふうに思います。それと、空間がゼロ歳児の乳児の遊び場というふうに捉えているみたいですけども、実際にあそこで遊ぶという事態はな

いわけですね、事例は。やはり雨天の場合なんかは子供がどうしてもあそこまで行ってしま
うんですね。私もひやひやするんですけれども、それと、あと冬場の送り迎えのときに、物
すごい風が吹いてくるというようなこともありますので、できればあそこに一部屋をつくっ
て、ゆとりのある保育ができればなというふうに思いますので、その点についてもご高配い
ただければなというふうに思って、質問を終わります。

○議長（大金市美君） じゃ、要望ということで。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第16号 那珂川町立幼稚園の保育料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決
することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 那珂川町立保育所条例の一部改正については、原案のとおり決することに異
議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第18、議案第18号 那珂川町介護保険条例の一部改正について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第18号 那珂川町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法改正及び那珂川町介護保険事業計画の見直し等による平成27年度から平成29年度までの介護保険料額とその納期の一部を変更するもの及び新たな介護予防事業の開始時期について定めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明をいたします。

別紙、参考資料をごらんいただきたいと思います。

第2条は、介護保険料の所得段階別の年額を別表のとおり定めるものであります。また、同条第2項において、介護保険法施行令の一部改正により、低所得者の第1号被保険者に係る軽減強化が図られ、第1段階保険料について2万7,540円とすることを定めております。

第3条は、保険料普通徴収に係る納期について、2月のうるう年に対応した納期を定めたものです。

附則第4条第10項から第13項は、新たな保険予防事業、介護予防日常生活支援総合事業実施に係り、円滑な制度移行を行うことができるよう、準備期間を設け、平成29年4月1日までに事業を開始するための所要の規定を設けるものです。

附則は、この条例の施行期日について定めたものです。

なお、第2条第2項における所得段階第1段階の保険料については、国による予算措置等が行われた後、別に規則により施行日を定め、国の基準に従い軽減措置を講ずる予定であります。

以上で補足説明終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） ほかの保険料の徴収率の改定、料の値上げ、これは段階がありますけれども、全体でどのくらいになるか。報道によれば、那珂川町は率の高さ、料金の値上げ、県下で第1番目だったんですね。こういう報道がなされたはず。各市町村もそれぞれおおむね値上げしておりますけれども、その中でも那珂川町は最高の値上げをしているということでもありますけれども、それなりにそれぞれが事情あるんですけれども、少子・高齢化ということで、高齢者がふえていく中で介護を受ける方もふえていくという状況が進むんですけれども、それにしても1号被保険者の天引きとかいうことで、年金からも天引きはということで、本当は生活費に回すはずなのが、もう自分の手元に来る前からなくなっちゃうということで、非常に厳しさというのは私自身も痛感させられているわけですが、そういう値上げを、本当に県下で一番の値上げをするような状況を、まだまだ説明が足りないんじゃないかと思うんですね。徴収されるのは低いほどにこしたことはないんですけれども、そういう状況というのは、私はそのまま容認するわけにはいかないんで、もう少し詳しく説明を得たいというふうに思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 値上げの金額であります。3年間の部分の全体の金額は、前に皆さんにお示しいたしました5期介護保険納期計画の中にもございますが、3年間のトータルの需要の見込み、それを各認定区分ごとのサービスの料金が国で定まっておりますが、それに掛けまして、それぞれの人数で全体の金額を定めたものでございます。3年間の合計で、標準見込みのトータルが56億3,000万円弱という内容でございます。それを3年で割りまして、それぞれの金額を出したという形のものでございます。ちなみに、27年度の予定は18億1,400万円弱というような金額になってございます。

特に、今回のアップの額的には、確かに新聞報道にもありますように、県内一という形になってしまいました。この要因に関しましては、今まで町で少なかった施設の部分、特に入所型の施設、特養ホーム、あるいは小規模多機能等における施設の充実が見込まれます。当然利用者がふえてくるということになりまして、その分の給付金がふえてくるということでございます。その辺の部分があるものとあわせて、今までサービスの量が少なかった分で積み立てられました基金がありましたが、これにつきましても取り崩しながら行ってきたということで、今まで極力値上げ分を少なくしていたわけでありまして、前期までは那須町とあわせまして県下最低額というような保険料でございましたが、いよいよその分がどうしても

難しくなってきたという部分もあわせ持ちまして、今後の当然団塊の世代が後期高齢になってくる部分の年代を見据えまして、今回施設の充実とあわせて、この値上げになったというものでございます。施設の分につきましては、特に特養なんかの待機の部分も含めまして、ある程度、来期の第6期におきましては、周辺の市町での制度の充実も含めまして対応できるというような状況で勘案してございますので、その辺の部分で施設の充実、サービスの充実という部分で、ほかの部分とあわせ持ちましてご理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 基金の取り崩し、あるいは一般会計からの繰り入れ、それをもって被保険者の負担額の軽減というようなことは、どれほどの計算とか考え方、これを進められているか伺います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 特に今回の設定に当たりましては、先ほどの説明にもありましたように、低所得者に対する軽減措置、これを国のほうの負担として国・県・町で対応するということ考えてございます。当初の国の計画でありますと、ここにあります第1段階から第3段階までを予定していたところでございますが、消費税の10%へのアップの繰り下げということで、現段階では第1段階でのみを軽減するという形でございますが、最終、29年のものに関しましては、第1段階から第3段階まで軽減するというような状況でございますので、そういうような形の中で特に低所得者につきましては、軽減を図るというような状況を考えているものでございます。

なお、基金に関しましては、当初、12億と第3期でございましたが、これが4期、5期と下がりまして、今回の予定といたしましては4億7,000万円程度の末の決算になるかなという部分でございます。この部分を来期、6期に基金として造成いたしまして、軽減を図っていくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 今の話だと、第1段階でも0.5掛け率が同じで、決して低くしてはおりませんよね。同じですよ。6期計画におきましても0.5で同じ掛け率になっていますよね。低くなっていないです。低所得者におきましても低くなっていないです。全体で基金も

まだあると。回しちゃうこの制度設計のときから介護保険の論議をしてきて、導入時もうどう状況になるのかというのは予測がつかなくて、論議のしようもなく、電話をかけられたことがあるんですよ、どんな論議、よく話がわからないというようなこと言われたというのもあるんですけども、しかし、こういうふうにして高齢者が多くなって、実際にその介護保険がこういうふうに制度が整ってきて、介護を受ける人ができるだけ負担を少なくするような形というのに向けてやろうとしておりますけれども、実際にはですね、被保険者あるいはその負担をしなくちゃならない人が重いということを常に感じているというのが実態だと思うんですね。

その上に、実際に介護を受けるという、特に施設介護を受ける方というのは、いまだに町の状況が多かろうと思うんですね。だから、そういうそのままだ、制度が充実しているとは言い難い、施設がふえてきてはおりますけれども、まだまだその負担の割には十分な介護を受けるような状況にはなっていないというのが現実だというふうに思うんです。

こういうふうに値上げをされると、さらに十分な介護を受けていけば不満も出ないだろうと思うんですけども、負担の割にはなかなか介護を受けようと思っても費用がかかる、あるいは施設に入れないというのが実態なので、やっぱりその解消というふうにはなっていないというふうに思うんです。だから、そこにまだまだ4億7,000万円もの基金もあるわけですから、あることになるわけですね。これをずっと待たなくては、下がってはきたけど、ない、なくなっちゃう、まだまだあるわけ。一般会計からの繰り入れというのも考えなくちゃならないと思うんですね。それぞれを考えて、もう少し県下で一番もの値上げをされるというようなことは回避すべきじゃなかったのかということをお願いしまして、質疑を終わります。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 今の数字的な部分をちょっと申し上げますが、まず、今、大森議員ご指摘の第一段階の0.05の括弧書きですけども、これは確かに0.5という形で表示されていますが、変わっていないのは、国のほうで政令が出してしまっていますね、27年度予算の絡みで正式な通知が来た段階で、この括弧書きの施行日を決めるということがあるので、まだ括弧書きということでございますので、出た段階で、この0.45という数字になりますので、ここをやることについては間違いございません。

ただ、現在施行日が決まっていないということで括弧書きということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、一般会計からの繰り入れという形でございますが、これにつきましては既に義務負

担ということで実は決まっておりますので、その分、余分に繰り入れということじゃなくて、そのために、先ほど申し上げましたように、3年間の全体の予想価格表を算定しまして、その半分が保険料、それから半分が国・県・町という形になってきてございますので、そういう形の中での算定でやると、そういう形になるので、4億7,000万円という数字がありますが、実際には先ほど申し上げました4,700万円が今の基金の状況でございますので、4,700万円と申し上げたと思ったのですが、改めて申し上げますと、4,700万円……。

すみません。もし、私のほうの発言が間違っていたら訂正いたしますけれども、最終的に今期の残り分につきましては4,700万円程度になるという形でございますので、もし間違っていれば訂正いたしたいと思っております。そういう形でございますので、余分な繰り入れをする形ではございませんので、その中での形で、ご理解いただきたいと思います。

なおかつ、確かにアップの額につきましては、県下で1番という形がございますが、実際の順番からいたしますと、11番目というような状況でございますので、確かにその県下最低のところから比べますと保険料は上がりましたけれども、その辺のところにつきましても極力少なくする形の中で算定したものでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 私もそれに関してのことなんですが、年金も減らされているんですね。そういう中で、私も高齢者の方の何人かと話すんですが、かなり生活を切り詰めて生活しているんですよ。独居老人が700人近くいると思います。その人なんかも、とにかくいずれそういうところに入らなきゃならないから金を切り詰めなきゃならないと。本当に深刻な状況の中で年金も引かれて減らされているわけですから、そういう点では非常に大変な思いをして、独居老人も含めて、将来にかなり不安を持っているし、また、老人を抱えた世帯も、最低でも10万円出すというのは大変だという、本当に深刻な状況です。

だから、そういうことを考えた場合に、この辺を何らかの方法で利用者、結局、保険あって介護なしということをやられていますが、そういう状況になってくるのではないかなど。それで結局、安心・安全な町とは言えないと思っておりますよね。これから、先ほど課長も言ったように高齢者がふえていく、団塊の世代がそういう時期に入っていくわけですから、そういう点で施設の問題が幾ら充実しても、介護難民が必ず出てくると思います、この調子

では。そういう点で何らかの方法で、さっき大森議員も言っていましたけれども、基金がないというなら、一般会計からでも繰り入れるとかそういうことをやらないと、本当に大変な状況になってくると思います。

今、現実に食事だって切り詰めてやっている老人の方いますよ。買い物にも行かないと。行くと余計な金使うことになるから。で、レジで返す人も結構います。本当に生活を切り詰めてやっているのに、まして消費税がまた上がるわけですから、なお大変な生活になってくる。そういう中で、高齢負担が1,000円、2,000円でも上がるというのは、本当に高齢者にとっては大変な問題になってくるんですね。命にかかわる問題になってくると思います。病院なんかもかなり切り詰めて行かない、よほど悪くならなきゃ行かないと、逆にそれがお金がかかることになるんですけれども、そういう状態が生まれています。

だから、それは高齢者だけではなくて、高齢者を抱えた家庭にも大きな負担を与えるんで、その辺をもっと軽減するような方向で考えなければならない。本当にこの町の将来のことを考えていくんだったら、高齢者、ましてや今まで一生懸命働いて、この地域のために子育てをしながら生きてきた方たちですから、何らかの方法でできる方法はあるんじゃないかなというふうに思いますので、その辺で考えがありましたら。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） まず、特に施設、保険料を納めてもなかなかサービスが受けられないというような状況というお話がありましたが、1つ、特に一番重いとされている施設に入所するタイプでございますが、いわゆる待機という形がございますが、現実的には全部ではございませんが、本来、回復して地域に帰るべき一時利用の施設等に入って、いわゆる特養に待っているというのが、おおむねの部分でございます。

したがって、本当にその施設に全然入れなくてですね、うちで何もしていないという方たちは、逆に言うと、介護できないという状況になりますので、現実的には何らかの施設に入りながら、本来その、要するに最期まで面倒見ていただく特別養護老人ホームに入るのを待っている状況。確かに、その間にお亡くなりになってしまうという状況もありますけれども、そういうふうな状況でございますので、今回、施設の新たな旧和見小のところにも新たな施設もできてきますので、その辺で施設に、特に特養なんかで入れないという部分は解消はされてくるのかなというふうに思っております。

今、議員もご指摘のとおり、まずは安心して暮らせるためには、今度は施設ばかりじゃなくて、この地域でもそういうふうな形が見守れる、要するにあるいは在宅でも見守れるとい

うような状況も国のほうでも進めておりますし、また、町のほうとしてもやっていかなければならないというふうに考えてございますので、そのために新たな医療から介護の連携という形の中で、訪問看護ステーションなんかも充実してきてございますし、そういうような形で見られる方は安心して在宅でも見られるような施策をこれから進めていきたいと。なおかつ、より一番充実なのは、その介護に至らないような、今、問題になっているのもございますけれども、要支援の段階、さらにはその要支援にもならない、純然たる予防事業、そういうものを町としてはまずは重点的に進めていきたい。認知症等についてもその予防策あるいはその解決策として専門の相談事業なんかも次年度予定してございます。

そういうような形で、町としてはやはり皆さんご指摘のとおり、少ない財源の中でございますので、その費用をいかにうまくするかというときには、予防のほうに重点的に動いていきたい、そして、どうしても施設のご厄介にならなければならないという形になれば、その部分についてはさらに充実を図っていきたいという形の中で、その二段構えで持っていきたいというふうに思っております。

また、先ほどの繰り返しになりますけれども、この介護保険に関しましては義務負担が決まっておりますので、3年間の全体の費用を割って、50・50で国・県・町の分とそれから保険者という形の中で算出いたしますので、その部分に関しましては財源を一般会計から余分に出すという形にはならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 課長の話していることわかるんですけども、現実的にですね、通所とかそういうことでもやられておりますけれども、家庭においては日常見なきゃならないんですね。誰かが見なきゃならない。これは本当に大変なことなんです。その度合いにもよりますけれども、まして、中には2人見ている方もいますけれども、本当に大変です。3以下だと通所になっちゃうので、見なきゃならないということで、見てるほうが病気になっちゃうというような状況も珍しくありません。

それと、先ほど課長が言ったように、要支援1、2ですか、の問題が結局、町に全面的に丸投げされた状態で、これからやっていかなきゃならない。そういう中で、それがどんな役割を果たしたかと言うと、症状がそれ以上進まなかったり、また軽減されたりということがあったわけですけども、それはやっぱり地域で見えるような形ということになってきますけれども、まだそういう体制が私はできているとは思えないので、早急にそれはつくらなきゃ

ならないですけれども、それにはそういうことに対する経験者の協力なりがなければ、素人はできることじゃないですから、その辺もあるだろうと思いますし、早急にそういうのはつくっていかなくやならいと。私の地元は見守れてはいますけれども、ひとり暮らしの老人で、この間、見守った後に次の日亡くなっていたというあれがあったんですけれども、そういう状況もあります。

本当に子供さんがいるんだけれども、見てもらえないというのもありますし、そういう点で、そういう見守り隊または地域でのボランティア組織を早急に立ち上げていかないと、本当にどこに行っているんだかわからないという状況も珍しくないのです、その辺を把握していくように行政としても体制をとっていかなくやならないというふうに思います。より医療費とかこういうのをかからないようにするには、要支援の段階でそういうやるべきことをやって、地域の体制をとっていくというのは大事だと思うので、その辺はどう考えているのか、課長は考えはあると思います。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 確かに特に通所、あるいはデイサービスの部分での負担というのはかなりあると思います。これは、基準に従いまして判定するというところでございますので、任意で入るといのはなかなか難しいということもございますが、そういうふうなところにおきましては、特に要支援の部分に関しましては、一部ではありますが、通所それから先ほど言いましたデイサービスの部分が町にくるといことでございますが、当然、前にも説明いたしましたように、今まで実施している分に関しましては当然サービスが低下するものではございませんので、今後、認定におきましても、今までは事業所だけがそういうふうなサービスを行っておりましたが、現実的には特に引きこもって認知症等になるという部分が多い部分がありますので、そういうふうな一番軽い、例えば要支援の1あたりで通所としてデイサービスに行くというような形の中で行った場合には、いわゆるサロンというような形で、今、各地区でできてございますが、いわゆるお茶飲み友達じゃないですけれども、そういうふうなお茶飲みの場を各地区につくりまして、それを引きこもって、あるいは認知症等に移行しないような形での予防策もとっていきたい。あるいは若干そういう気味の方でも、そういうところでお互いがコミュニケーションを果たすことによって改善するというようなことにもなりますので、これからその部分をさらに充実してまいるといふふうに思っています。そのためのボランティア等についても、今現在も要請してございますが、これから早急にさらに要請していくというふうに考えております。そのためにその準備段階として、

先ほど条例にもありましたように、29年4月を移行として、それまでの準備段階をさせていただきたいということで、先ほどお願いしたわけでございます。

また、議員の地元のほうでも実施されているような見守りの部分、これは人的な部分として地域の部分でお願いするもの、それからケーブルテレビを利用したひとり暮らしの見守りセンサー等につきましても、十分これからさらに充実していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） わかりました。

ただ、私は高齢者に対する冷たい行政というんですか、そうなってきたということは否定できない事実なので、その辺を何としても改めない限り、住みよいまちづくりなんか、掛け声だけで実際にはそうじゃない。高齢者に対しても冷たい仕打ちがやられていると、そういう状況になっております。

そういう点ではいろんな財政的な事情もあると思います。庁舎の問題とは別ですけども、立派な庁舎を建てるんだったら、そういうほうにも金を回すということが今求められているのではないかなというふうに思いますので、私はこの件については納得はいきません。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

先に本案に対する反対の討論。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 反対をさせていただきます。

住民の生命と財産を守る、また、安心・安全な地域社会をつくるということが町長の公約でもありますし、その点からいっても、国のあり方というのはもちろん問われる状況ですが、いわゆる地方自治体としてもできる限りのことはやっているというようには思っていられないのでありますけれども、町民にとってはそう思わない部分もあります。先ほど申しましたが、庁舎の問題一つとっても、町民から、そういう高齢者から見れば何だということになると思います。実際に、片や立派な庁舎ができていて、自分たちの日常生活もままならな

い状況の中で、さらにその料金を上げていく、上げざるを得ない状態に追い込まれているというのが正解かもしれないですけども、その辺が何というんですか、力を入れる部分が違うんじゃないかと思います。

いずれ、高齢者が4割近くなるこの町においては、もっともっと高齢者に対する支援の具体的な施策が必要ではないかというふうに思います。これでは、保険あって介護なしということになってしまうと思います。そういう点では私は反対をします。

以上です。

○議長（大金市美君） 続いて、本案に対する賛成討論はございませんか。

益子明美さん。

○8番（益子明美君） 今回の保険料改定、上昇の要因は、高齢化に伴う介護認定者の増加、また、新規施設開所などによる介護給付費の増加であります。施設給付の待機者は、平成25年10月に50名おりましたが、今回、地域密着型が和見にできることにより、29名が入れることになり、また、周辺施設の対応とあわせて、ゼロに近くなっていく見込みというふうに聞いております。

サービスを受けたい方がこの3年間どのくらいいて、そのサービスに対して十分対応できるような体制を整えていき、それを利用者の負担ということで割り出した額であります。大変アップ率としては高いところではありますが、介護給付準備基金を取り崩してやってきて、第6期にはもう4,700万円しかないということで、ここで値上げをするのはいたし方ないことというふうに了解しております。

ただ、国の消費税が導入されないということで、第1から第3階までの低所得者層への料金の負担割合が軽減されないというところが、本当にちょっと残念なところであります。

今後はさらなる上昇を抑えていくためには、地域の協力体制の確立と、介護予防に重点を置いたサービスの充実をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 本案に反対の討論をしたいというふうに思います。

私は、1つは第1号被保険者のこの年金の切り下げ、その上に介護保険料の値上げということでは踏んだり蹴ったりということで、高齢者の負担、こういうことを容認するわけにはいかないということです。

そういうことに加えて、消費税の値上げと、あるいは国からの支出、こういうものをきち

んと思わないとですね、この制度設計というのは根本から危うくなっていくというふうに私は思っています。しっかりと、国のこういう制度ならば、国はきちんと地方自治体でもこの制度は守って進められて、高齢者にその介護が充実されて生きがいの持てるような、そういう地域生活が送れるような、そういうきちんとした制度設計をしていかなくちゃならないというふうに思うんです。それができていないんですね。国と責任、あるいは県も、この負担割合というものをしっかりと見定めて、この町の介護をしっかりと進められるようなものにしていく責任があるというふうに思うんです。ところが、このような踏んだり蹴つたりのようなこういう施策では、私は賛成するわけにはいきません。

65歳以上の方々がそういう状況に追い込まれていることをそのまま容認するわけにはいかないわけです。町自体としても、財政は厳しい中ではありますがけれども、必要ならば、この介護保険の会計にきちんと繰り出しをして、できる限り保険料の値上げというものをしないようにしていくべきだというふうに思うんです。

地域に住んでいる高齢者の方々が最期まで安心して認められるような地域生活が送れるような、そういう介護保険制度にしていくべきことですね。きちんと求めて私はこういう値上げをしないようにしていただきたいというふうに思います。こういうことを求めます。

それから、先ほどの賛成討論の中でも、高齢者が多くなるわけですがけれども、ただ、それをこの増加ということだけでは、団塊の世代が終われば、そんなに急激な高齢者がふえるというふうなことにはならないので、費用も少なくなっていくということでもありますから、単純に3年間で56億3,000万円かかるというような計算ということはいかがなものかということも私はつけ加えて、反対討論というふうにします。

以上です。

○議長（大金市美君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

異議がありますので、起立により採決をいたします。

議案第18号 那珂川町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大金市美君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時00分

○議長（大金市美君） 再開いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第19、議案第19号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました、議案第19号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国において実施されている3年に一度の定期的な介護保険制度の見直しの中で、従来、厚生労働省令で定められていた指定地域密着型サービス等の人員、設備、運営等に関する基準の見直しにより、町条例の一部改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大金市美君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（小川一好君） 補足説明をいたします。

別紙参考資料をごらんください。

今回改正する条例は那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準等を定める条例及び那珂川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例です。

改正内容ですが、改正箇所が多岐にわたりますので、各サービスごとに主な改正点のみ説明し、文言の整理等については説明を省略します。

まず、(1) 定期巡回随時対応型訪問介護看護については、第33条第2項において、一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを可能とすることとしており、(2) 小規模多機能型居宅介護については、第86条第1項及び第2項において、小規模多機能型居宅介護の登録定員を29人以下とし、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、要件を満たす場合に通りサービスに係る要定員を18人以下とすることを可能としています。

第83条第6項においては、小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設、事業所について、その範囲と種別について追加するもので、第84条第1項では小規模多機能型居宅介護の地域との連携を推進していくため、同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合、その管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能とするものです。

(3) 複合型サービスについては、内容が具体的にイメージできる名称として、複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護に改称するもので、第196条第1項及び第2項では、複合型サービスの登録定員を29人以下とし、あわせて登録定員が26人以上29人以下の指定複合型サービス事業所について、要件を満たす場合に通りサービスに係る要定員を18人以下とすることを可能とするものです。

(4) 認知症対応型共同生活介護については、第114条第1項で、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情である場合には3ユニットまで差し支えないことを明確にするものです。

(5) 認知症対応型通所介護については、第66条第1項において、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット3人以下に見直すものとし、第64条第4項では、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施して

いる事業所について、届け出を求めるものです。

(6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、第153条第4項で、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものです。

附則は、この条例の施行期日について定めたものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 那珂川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第20、議案第20号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第20号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額が改定されたこと等に伴い、国・県にあわせて、那珂川町道路占用料徴収条例を改正するものであります。

今回の主な改正点は、全国的な地価水準の変動で地方部における下落により、占用物件の占用料が減額となったこと、また、道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物で太陽光発電設備及び風力発電設備が占用物件に追加されたことによる改正であります。

なお、附則は、施行日を定めたものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

益子輝夫君。

○5番（益子輝夫君） 電柱が行われるのだと思うんですが、町にはその対象になる電柱がと思うんですが、どのくらい、何本ぐらいあって、総体的なそれによる町のへ収入がどのくらいあるのか、また、これによってどのくらい収入が減るのか、示していただければと思います。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 道路法占用につきましては、今、議員さんが言われたように、ほとんどが東京電力とN T Tの電柱であります。

占用指定の電柱につきましては、東電で1,049本、N T Tで427本、合わせて1,476本になります。今回、占用料が改正になって、どのぐらいの予算が減額になるのかということですが、これは25年度の決算なんです、148万円でありましたが、今回改正になりますと、148万円が100万円程度になるのではないかと見込んでおります。大体3割以上の減額になるかと思えます。

以上です。

○議長（大金市美君） 益子輝夫議員、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） ほかに質疑はございませんか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 状況の変化で、この道路占用料の改定が出てくるわけですが、その変容は太陽光発電と風力発電のというような今、話を言ったので聞いたわけですが、当町に道路占用で風力はないけれど、太陽光発電でそういうことをしているところあるんですか。

参考に、当町には太陽光の発電施設がかなりふえてきているんですね。ちょっと歩けば、もう太陽光発電があるというような状況になってきているんですけれども、当町においては、太陽光発電のそういう施設の状況を把握している範囲でいいですから、示していただきたいと思います。

○議長（大金市美君） 建設課長。

○建設課長（山本 勇君） 今回の改正ですね、3ページにある令第7条第2号に掲げる工作物ということで、今説明しました太陽光発電設備及び風力発電設備が新たに加えられるということです。

那珂川町の町道の現況、道路敷を見ますと、こういった太陽光とか風力発電を設置するだけのスペースもないし、このままですね、占用として、そういうものが出てくるという可能性はないと思います。

以上です。

○議長（大金市美君） 大森議員、よろしいですか。

大森富夫君。

○6番（大森富夫君） 道路ではないということでそれは了解しますが、その関連で太陽光の関係では、その道路占用以外には、農地の使用だとかということでは出てくるんですけれども、もし示していただければ、太陽光発電の状況どうなのか、ちょっと願いたいんですけども、どうですか。道路にかかったところがないからいいですか。じゃ、後でいいです。

○議長（大金市美君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 那珂川町道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決すること
に異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第21、議案第21号 那珂川町教育委員会教育長の給与、勤務時間
間その他の勤務条件に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第21号 那珂川町教育委員会教育長の給
与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げま
す。

教育公務員特例法の適用を受ける常勤職員である旧教育長の職が廃止され、新教育長は特
別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなることに伴い、同法の規定に
より制定された旧教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止するもの
であります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 那珂川町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第22、議案第22号 那珂川町保育の実施に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第22号 那珂川町保育の実施に関する条例の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町保育の実施に関する条例につきましては、児童福祉法第24条第1項に基づき、保育の実施基準を定めた条例ですが、子ども・子育て支援法が平成27年4月1日から施行されることに伴い、新たに同法の施行規則で保育の実施基準を定めることとなったため、本条例を廃止するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号 那珂川町保育の実施に関する条例の廃止については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第23、議案第23号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第24、議案第24号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第25、議案第25号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決について、日程第26、議案第26号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第27、議案第27号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第28、議案第28号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について、以上6議案は関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま一括上程されました、議案第23号から議案第28号、平成26年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、国の緊急経済対策補正予算の関連事業であります、地域住民生活等緊急支援事業費を計上するほか、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定し、国・県支出金が決定したこと、地方交付税やその他の歳入につきましても決定、あるいは見込みがつきまし

たので、最終的な調整を行い、補正予算を編成いたしました。

本年度予算化した事業はおおむね完了する予定であります、今回補正する事業のほか、一部年度内に完了とならない事業がありますので、繰越明許費として平成27年度に繰り越すことといたしました。

庁舎整備事業費は、基本実施設計の変更に伴う業務委託料を繰り越すものであります。地域住民生活等緊急支援事業費は国の緊急経済対策の補正予算に伴う補助金で、地方人口ビジョン地方版総合戦略策定の経費やプレミアム商品券発行事業など、全額繰り越すものであります。

地方道路交付金事業費は町道と見立野線に係るもの、町道改良舗装事業費は小川グラウンド整備に係るものであり、改良舗装工事の一部を繰り越すものであります。

馬頭中学校施設整備事業費は体育館解体工事等に係るもの、体育施設維持管理事業費は小川グラウンド駐車場整備、テニスコート整備工事の一部を繰り越すものであります。

以上6件であります。

次に、歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は普通交付税及び震災復興特別交付税の確定見込みによるもので、5億9,554万1,000円を増額、国庫支出金は保育緊急確保事業費や地域住民生活等緊急支援事業費が増額となったものの、臨時福祉交付金や子育て世帯臨時特例給付金事業費、地方道路交付金事業費、市町村合併推進体制整備費などの精査により、4,776万2,000円を減額するものであります。

県支出金も保険基盤安定費や新規就農総合支援事業費は増額となったものの、安心子ども特別対策事業費や農業基盤整備促進事業費などの精査により、1,210万3,000円を減額するものであります。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金の増加を見込んだもので、250万円を増額するものです。

繰入金のうち基金繰入金は、当初予算等において予算措置しておりました財政調整基金、地域振興基金などを精査の上、5億8,462万円を減額するもの、財産区繰入金は、馬頭財産区廃止に伴い精算金を繰り入れるもの、特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計の平成25年度精算確定に伴う繰入金です。

繰越金は、前年度繰越金で、1億9,062万3,000円を増額であります。

諸収入は、受託事業収入で、保育園受託事業収入を260万円計上いたしました。

町債は、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況、基金の充当などを精査して2億

4,890万円を減額することといたしました。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は総務費で、国の緊急経済対策補正予算による地域住民生活等緊急支援事業費のほか、職員退職手当特別負担金など1億777万6,000円を計上いたしました。

第2は衛生費で、広域行政事務組合のし尿処理施設基幹改良整備事業負担金を増額するものなど7,202万3,000円を計上いたしました。減額が多いものでは、消防費で消防庁舎整備費負担金及び消防通信施設整備費負担金など、1億1,376万3,000円の減額を計上いたしました。

また、教育費は小川小学校施設整備費や馬頭中学校施設整備費の執行額が確定したもののなど、5,958万3,000円を減額計上いたしました。

このほか、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、公債費などについても、本年度予算化した事務事業を精査し、予算措置をいたしました。

その結果、補正額は9,700万円の減額となり、補正後の予算総額は91億2,460万1,000円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、事業費の精査により保険給付費を増額するほか、事業費の確定により共同事業拠出金を減額するものであります。

これに要する財源は、国民健康保険税や国・県支出金は見込みにより減額し、一般会計繰入金及び繰越金などを充てることといたしました。

その結果、補正額は6,000万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は23億1,890万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するほか、平成25年度事業費の確定により、一般会計繰入金などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、後期高齢者医療保険料等は見込みにより減額し、一般会計繰入金、繰越金を充てることといたしました。

その結果、補正額は350万円の減額となり、補正後の予算総額は2億150万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は保険給付費や制度改正によるシステム改修費などを予算措置するものであります。

これに要する財源は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金な

どを充て、繰入金を減額することといたしました。

その結果、補正額は900万円の増額となり、補正後の予算総額は17億6,000万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。今回の補正は事業費の精査により、施設管理費を減額するものであります。

これに要する財源は繰越金を充て、負担金、使用料を減額するものであります。

その結果、補正額は100万円の減額となり、補正後の予算総額は3億円となりました。

最後に、水道事業会計であります。今回の補正は事業費の確定によるもので、500万円を減額計上するものです。

以上、一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） なお、昨日の全員協議会において、歳入歳出補正予算事項別明細書による説明を行っておりますので、説明については省略することといたします。

提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、ページ数をお示してください。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第23号 平成26年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成26年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成26年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成26年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成26年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 平成26年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大金市美君） 日程第29、議案第29号 那珂川町まほろばの湯湯親館等の施設に係

る指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第29号 那珂川町まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設の管理を行わせるため、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものであります。

これらの施設は、平成18年4月1日から現在までの3期9年間にわたり、株式会社まほろばおがわを指定管理者として管理を行わせておりますが、3月31日をもって指定の期間が完了することから、改めて株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するものであります。

指定の期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間を指定するものであり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大金市美君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号 那珂川町まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第38号の上程、説明

○議長（大金市美君） 日程第30、議案第30号 平成27年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第31、議案第31号 平成27年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第32、議案第32号 平成27年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第33、議案第33号 平成27年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第34、議案第34号 平成27年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第35、議案第35号 平成27年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第36、議案第36号 平成27年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第37、議案第37号 平成27年度那珂川町簡易水道事業特別会計予算の議決について、日程第38、議案第38号 平成27年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上9議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第30号から議案第38号、平成27年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

我が国の経済を見てみますと、成長戦略の3本の矢の効果もあって、企業業績の回復や地方消費税の税率引き上げ等による税収の増加が見込まれていますが、一方で地方経済の景気回復実感は中小企業、小規模事業者には、いまだ十分浸透していないのも事実であります。

今後は原油の急激な下落や円安基調による景気の下振れリスクには、引き続き注視する必要があります。

まず、国の平成27年度予算であります、96兆3,420億円と過去最高額を計上しており、平成26年度補正予算や平成27年度税制改正とあわせ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算としております。

また、財政健全化も着実に前進させ、プライマリーバランス赤字をGDP比半減の目標達

成と、国債発行額は前年度から4兆円超の大幅な減額を目指しております。

地方財政対策では、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保するとしながらも、地方交付税の法定率の見直しをしております。

また、臨時財政対策債を大幅に抑制し、一般財源の質を改善しながら、歳出特別枠、交付税の別枠加算を確保しております。

続きまして、県の平成27年度予算であります。県では、大幅な財源不足見込みに適切に対応するため、財源不足額を実質収支の範囲内におさめ、収支均衡予算を継続することを基本としております。

新年度予算は県税の増収が見込まれることから4.9%の増で、8,111億5,000万円を計上し、「新とちぎ元気プラン」の総仕上げに向けた取り組みとあわせて、政策経営基本方針に基づく成長の確かな歩みと、県民がその成果を実感できる取り組み、人口減少問題への対応、東京オリンピック、パラリンピックを見据えた戦略的な取り組みの積極的な推進を図っております。

本町の予算編成の考え方ではありますが、平成27年度は那珂川町が合併して10周年を迎えるとともに、那珂川町総合振興計画の最終年度でありますので、各種事業の総仕上げとなります。加えて、私の公約であります働く喜びを実感できる町、我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町、年老いても安心して充実した生活が実感できる町の3本柱を目標と定め、長期的な視点に立ったまちづくりを予算に反映させました。

また、予算編成に先立ち、実施しました各課との振興計画ヒアリングにおいては、日本創成会議分科会で示された人口減少問題に対応するため、少子化や子育て事業、雇用創出事業などを重点事項として、編成作業を進めてまいりました。

その結果、一般会計予算は95億9,000万円となり、前年度に比較すると5億9,000万円、6.6%の増となりました。この増額の要因は、庁舎整備事業の本格的実施や合併10周年の記念事業、地域おこし協力隊、なかがわ元気プロジェクトなどの地域創生交流事業の充実、町有住宅の長寿命化大規模改修などの各公共施設の整備事業費のほか、栃木県の地域振興支援交付金を受けて、地域振興基金積立金などの増額が主なものであります。

また、引き続き、町道76号線や町道一渡戸大鳥線を含め7路線に取り組む道路整備事業のほか、橋の長寿命化対策費や学校教育の充実推進など、生活基盤整備の充実を図るなどの事業計上によるものであります。

また、一般会計に特別会計水道事業会計を合わせた予算額は156億5,181万4,000円となり、前年度予算に比較すると10億1,121万9,000円、6.9%の増となりました。

特に、国民健康保険特別会計は保険財政共同安定化事業の対象が拡大されたことに伴い、2億5,000万円、11.1%の増となりました。

また、介護保険特別会計は1億4,900万円、8.7%の増と4年連続で1億円以上の増額となり、厳しい状況ではありますが、一層、行財政改革を進め、町民福祉の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、予算の主な内容について申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。景気の動向や雇用情勢を踏まえ、個人町民税は前年度比1,000万円の増額、法人町民税は400万円の増額を見込みました。

また、固定資産税は太陽光発電事業等による課税客体の増加状況から4,200万円の増収を見込みました。

一方、近年の収納状況を考慮して、町たばこ税は500万円の減収を見込みました。

地方消費税交付金は、社会保障財源交付金を見込んで3,300万円を増額いたしました。地方交付税は、普通交付税、特別交付税と合わせて前年と同額の30億円を計上いたしました。

国庫支出金は障害者自立支援事業費、児童手当給付費及び地方道路交付金事業費のほか、市町村合併推進体制整備費など前年度に比較し、2,023万9,000円の減額となりました。

県支出金につきましては、児童手当給付費、再生可能エネルギー等導入支援事業費などの減額がありましたが、保険基盤安定費や畜産担い手育成総合整備事業費のほか、地域振興支援交付金により5億6,410万3,000円の増額を見込みました。

基金繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活の影響を極力避けるため、財政調整基金から7億9,000万円、庁舎整備事業費のほか地域振興事業などとして、地域振興基金から3億5,000万円を繰り入れることといたしました。

さらに、東日本大震災復興推進基金は、平成27年度において事業終了となることから、残金全額を繰り入れることといたしました。

また、町債の発行額につきましては、庁舎整備事業費や町道改良舗装事業費、消防庁舎整備事業費負担金など大型事業に充当するため、交付税算入率の高い過疎対策事業債、合併特例事業債及び臨時財政対策債を予定し、前年度比2億6,700万円減の9億7,500万円を計上いたしました。

続きまして、平成27年度予算の主要施策について、新規事業、重点事業を中心に説明資料

により説明いたします。

4 ページをお開きください。

まず、「安全・快適なユニバーサルデザインのまちづくり」であります。都市基盤の整備のうち、道路の整備では、町道一渡戸大鳥線、町道76号線を含め、7路線を重点的に整備するほか、町内213橋ある2メートル以上の橋の長寿命化対策事業に取り組むことといたしました。

生活環境基盤の整備のうち、住環境の整備では、町有住宅、サン・コーポラス馬頭の長寿命化大規模改修工事に取り組むほか、消防防災交通安全防犯基盤の整備では、常備消防、非常備消防の管理運営費に加え、南那須地区広域行政事務組合の消防庁舎整備事業費負担金、消防施設整備事業費として防火水槽1基を設置する経費を計上いたしました。

5 ページに入ります。

「笑顔あふれる元気で心あたたかなまちづくり」の医療・保健の充実では、南那須地区広域行政事務組合病院費負担金のほか、高齢者インフルエンザなどの予防接種の助成や女性特有のがん検診推進事業など各種保健事業を実施いたしますが、今年度から子育て支援の一環として、フッ素塗布の自己負担を無料化といたします。

高齢者福祉・社会福祉の充実では、ひとり暮らし高齢者等の緊急通報システム設置事業などのほか、介護予防事業や障害者福祉サービス事業を初め、各種の福祉事業を実施いたします。

児童福祉子育て支援の充実では、新たに出産記念品贈呈事業などを予定し、新年度から始まる子ども・子育て支援制度に対応する事業とあわせて、施設型給付費、他地域型保育給付費を計上するほか、子ども医療費の現物支給化を3歳から15歳に引き上げることといたしました。

「人を育て未来を拓くまちづくり」の学校教育の充実では、引き続き馬頭高校存続に向けて、馬頭高校通学費等補助金を計上し、保護者の支援を行います。

施設整備事業においては、各小・中学校とも施設遊具等の改修工事等の経費を計上しました。

7 ページに入ります。

スポーツレクリエーションの振興では、体育施設の整備として、馬頭運動場及び小川弓道場等の整備のための経費を計上いたしました。

文化の振興では平成27年度より県から移管を受ける風土記の丘資料館の管理運営費を計上

いたしました。また、郷土資料館運営の充実や芸術文化活動の充実、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

国際交流の推進では、青少年海外体験学習事業として、例年どおりの国際交流事業を推進するほか、合併10周年記念国際姉妹都市交流事業として、アメリカ合衆国ホース・ヘッズ村に町民を派遣してまいりたいと考えております。

「人がにぎわい活力あるまちづくり」の農林業の振興では、引き続き青年就業者の支援をする給付金事業に取り組めます。

8ページに入ります。

畜産振興事業では、担い手育成整備支援事業に取り組むほか、農地の集約を促進し、効率的な農業経営を目指す機構集積支援事業も新たに取り組むこととなります。

農業基盤整備促進事業としては、農道整備工事及び用排水路整備工事、揚水機更新工事などに取り組めます。

また、イノシシ肉加工事業や森林保全のための森林整備地域活動支援交付事業、地元材の利用拡大を推進するための木材需要拡大事業、水産業振興のホンモロコ養殖事業補助などを継続して実施いたします。

商工業の振興では、雇用の創出が過疎からの脱却の根本と考え、引き続き地域雇用創出事業を町単独事業とし継続するほか、企業誘致活動の推進では、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度の経費を増額計上し、産業の振興と雇用の創出を図るとともに、企業訪問等を積極的に行ってまいります。

観光の振興では、本町の観光資源の量及び質の高さが再認識され、マスコミ等でも多く取り上げていただいておりますので、観光協会等とも連携し、4月に新築されます道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光地域情報のPRを強化してまいります。

地域間連携交流の促進では、ふくろう協定を締結しました豊島区と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町の教育関係者を派遣し、秋田県の教育先進事例の視察交流を実施いたします。

9ページに入ります。

「豊かな自然と共生するまちづくり」では、不法投棄対策に取り組むとともに、生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上いたしました。

改革への道では、本年度の庁舎整備事業費では基本実施設計のほか、建設工事等の経費を計上いたしました。

住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図るための対策として、昨年、初開催しました「なかがわ元気フェスタ」を、本年度は合併10周年記念事業として拡充して実施することといたします。

また、町の地域振興を図るための地域おこし協力隊事業では、現在2名の隊員を4名に増員して、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行ってまいります。さらに合併10周年を迎え、各種記念事業、式典経費を計上いたしました。

まちづくりの3大重点プロジェクトのうち、自然環境との共生推進プロジェクトでは、引き続き太陽光発電等設備導入事業補助を継続することといたしました。

10ページに入ります。

10ページ、11ページが、特別会計水道事業会計の主要施策となっております。

12ページに入って、特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。予算額は4億7,800万円で、前年度に比較して700万円、1.4%の減額となりました。その主なものは指定管理者業務委託料のほか、高度化事業機器類の更新経費であります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額は25億円で、前年度に比較して2億5,000万円、11.1%の大幅な増となりましたが、保険財政共同安定化事業の対象経費が拡大されたことが要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額は1億9,900万円で、前年度に比較して600万円、2.9%の減となりました。後期高齢者医療広域連合納付金が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。予算額は18億6,300万円で、前年度に比較して1億4,900万円、8.7%の増となりました。介護サービス給付、介護予防サービス給付等が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。予算額は3億1,100万円で、前年度に比較して1,100万円、3.7%の増となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。予算額は4,900万円で、前年度に比較して200万円、4.3%の増となりました。施設の維持管理費が主なものであります。

簡易水道事業特別会計であります。予算額は2億500万円で、前年度に比較して200万円、1.0%の減となりました。施設の管理運営費を中心に配水管布設替え工事等の経費を計上いたしました。

次に、水道事業会計について申し上げます。

予算の総額は4億5,681万4,000円で、前年度に比較して2,421万9,000円、5.6%の増となりました。水道事業においては荒沢地区施設新設工事のほか、配水管布設替え工事等東部地区簡易水道事業においては、谷川地区加圧ポンプ場新築工事のほか、配水管移転替え工事などを予定しております。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の執行に当たりましては現在の厳しい財政状況を認識し、第2次行財政改革推進計画に沿った経常経費の節減、事務事業の見直しなどの改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のためご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信と平成27年度予算の提案説明とさせていただきます。

○議長（大金市美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（大金市美君） ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第38号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて、資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大金市美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第38号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができると決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集いたします。

◎休会について

○議長（大田市美君） お諮りいたします。

中学校の卒業式、休日及び予算審査特別委員会の開催のため、3月7日から3月16日までの10日間は、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大田市美君） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月16日までは本会議を休会することと決定しました。

3月7日から3月16日までは本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（大田市美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時01分